

# 秩父地域森林被害対策事業補助金 Q&A

(令和5年4月10日現在)

秩父地域森林被害対策事業補助金の取り扱いは、秩父地域森林被害対策事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）のほか、本Q&Aによるものとします。

## 1. 趣旨等について（交付要綱第1条関係）

（問1-1） 事業創設の趣旨は何か。

（回答）

カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が埼玉県内で広がっており、令和3年度末時点では秩父地域内で被害の発生は確認されていないものの、発生が確認された場合には迅速に対応できるよう備える必要があること。また、令和元年度の台風被害等を踏まえ、自然災害による被害木が人家等に危険を及ぼした際には迅速に対応できるよう備える必要があることなどから、令和4年度に本事業を創設したものです。

（問1-2） 病虫害被害を発見したらどうすればよいか。

（回答）

まずは、埼玉県秩父農林振興センターへ情報提供をお願いします。また、防除にあたっては適切な処理が求められますので、農林振興センターへご相談いただくようお願いいたします。

○秩父農林振興センター林業部

0494-25-1312

## 2. 補助対象者について（交付要綱第2条関係）

（問2-1） 秩父地域内の事業者や所有者に対象者が限られるのか。

（回答）

事業を実施する森林が秩父地域の森林であれば地域外の事業者等も対象となります。逆に秩父地域外の森林は秩父地域内事業者等であっても対象外になります。

## 3. 補助対象森林について

（問3-1） 本事業の対象となる森林は何か。森林法第2条、第5条の森林に限られるのか。

(回答)

対象となる森林は下記のとおりです。

- (1) 森林法第2条、第5条に規定する森林（庭木・屋敷林は対象外）
- (2) (1)のうち、暴風、豪雨、豪雪、病虫害その他自然現象による被害を受けた森林。ただし、病虫害予防対策事業については、被害が危惧される森林を対象とします。

なお、2条森林の定義については曖昧なところでもあり、迷う場合はご相談ください。

#### 4. 補助対象事業等関係（交付要綱第4条関係）

(問4-1) 被害木処理事業において、台風等の被害を受けているわけではないが、家に隣接しているので危険木として補助対象としてよいか。

(回答)

本事業では自然災害により木が傾いている等の被害木を対象としているため、今回のケースは対象にはなりません。

(問4-2) 病虫害被害木処理事業及び病虫害予防対策事業において、ナラ枯れ以外の病虫害（松くい虫被害等）も対象となるか。

(回答)

対象となります。なお、処理にあたっては国・県や各種のマニュアル等に基づき、適切に処理してください。

#### 5. 補助金の額（第5条関係）

(問5-1) 補助率はどの程度か。上限はあるのか。

(回答)

補助率は2分の1です。なお、1所有者あたり年間20万円を上限とします。

#### 6. 交付申請関係（交付要綱第6条関係）

(問6-1) 交付申請の回数制限はあるのか。

(回答)

回数制限はありません。

(問6-2) 交付申請の添付書類はなにか。また様式はあるのか

(回答)

以下のとおりです。

- ・事業実施個所を示した位置図（1/5000程度）

- ・現況写真
- ・見積書の写し

(問6-3) 交付申請は森林所有者、森林所有者から委託を受けた者のどちらで行うのか。

(回答)

どちらでもかまいませんが、重複して申請がないようお願いいたします。

(問6-4) 交付申請期限はいつまでか。

(回答)

令和5年1月31日までです。

#### 7. 交付決定関係 (交付要綱第7条関係)

(問7-1) 交付決定に当たり付す条件とは具体的に何か。

(回答)

交付要綱等関係法令の遵守、会計等関係書類の整備・5年間の保存、森林の5年以内の転用制限などになります。

#### 8. 変更交付申請等関係 (交付要綱第8条関係)

(問8-1) 変更交付申請が必要となる申請内容の変更とは何か。

(回答)

以下のいずれかに該当する場合とします。

- ①事業費の3割以上の増減
- ②事業量の3割以上の増減

#### 9. 実績報告関係 (交付要綱第9条関係)

(問9-1) 実績報告書に必要な添付書類は何か。また様式はあるのか

(回答)

実績報告書の添付書類、様式は次のとおりです。

- ①事業完了後の写真
- ②契約書の写し
- ③領収証の写し

(問9-2) 実績報告書の提出期限はあるか。

(回答)

実績報告書の提出期限は事業が完了してから30日以内又は当該年度の3月20日までのいずれか早い日となります。

10. その他

(問10-1) 要望に基づいて予算配分するのか。

(回答)

先着順とします。

※この Q&A は随時更新する予定です。最新の Q&A をご確認ください。